

参 考

3 流量観測結果

(単位：m³/秒)

流域	河川名	地点名	2024年4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	2025年1月	2月	3月	年平均
庄内川等	日光川	板倉橋	2.283	5.253	6.332	7.382	6.312	7.388	1.091	1.073	1.001	0.891	0.605	0.734	3.362
	〃	北今橋	2.535	5.904	6.570	8.571	6.829	7.417	2.434	1.929	1.424	1.208	1.164	1.158	3.929
	矢田川	大森橋	2.350	2.110	2.210	2.470	1.710	1.880	1.120	1.790	1.040	0.900	0.960	0.910	1.621
	名古屋市内	天白川	4.800	2.170	5.550	7.260	5.190	2.660	4.650	4.780	5.220	4.600	4.310	4.360	4.629
境川等	蓬妻川	御乗替橋	1.112	1.338	1.577	1.745	1.412	1.330	0.718	0.782	0.480	0.363	0.323	0.329	0.959
	〃	宮前橋	0.608	0.837	0.780	1.054	0.739	0.530	0.621	0.369	0.453	0.322	0.377	0.439	0.594
	矢作川	新富国橋	39.843	22.706	64.056	46.878	23.531	69.645	29.714	45.798	15.108	17.054	9.188	7.787	32.609
	巴川	細川頭首工		3.500	11.000	8.800	3.500	8.000	7.700	12.000	8.200	4.500	3.800	3.000	6.727
矢作川	乙川	岡崎市上水道取入口		5.700	9.300	8.800	2.600	5.400	3.600	14.000	3.800	2.400	1.600	1.600	5.345
	芥木川	小渡新橋	0.846	0.471	0.387	1.154	0.713	0.968	0.118	0.156	0.161	0.247	0.259	0.127	0.467
	〃	万町浄水場取入口	0.531	0.306	0.676	0.531	0.447	0.502	0.297	0.345	0.328	0.187	0.195	0.249	0.383
	木瀬川及び犬伏川	堀越橋	1.442	0.599	1.384	1.046	0.721	1.614	0.577	0.773	0.467	0.338	0.282	0.257	0.792
	〃	犬伏橋	4.755	1.533	3.299	2.642	1.716	3.838	1.703	1.999	1.062	1.110	0.798	0.709	2.097

4 過去5年間の愛知県内の地域別平均降水量

(単位:mm)

地域	月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
尾張	2019年度	123	144	186	318	181	70	363	18	66	62	54	139	1,724
	2020年度	125	146	247	453	19	242	253	31	20	60	60	209	1,865
	2021年度	184	212	156	226	322	254	63	71	102	23	30	91	1,734
	2022年度	120	180	138	399	170	283	59	114	25	25	40	79	1,632
	2023年度	160	189	359	112	210	131	114	67	59	34	135	204	1,774
	5ヶ年平均	142	174	217	302	180	196	170	60	54	41	64	144	1,746
	2024年度	160	197	240	163	313	82	152	109	1	17	16	85	1,535
西三河	2019年度	107	174	183	347	248	76	362	43	69	68	61	187	1,925
	2020年度	153	110	297	579	41	255	254	44	18	59	49	238	2,097
	2021年度	180	240	148	307	356	226	55	78	112	29	8	94	1,833
	2022年度	154	192	117	366	245	341	41	112	27	41	42	116	1,794
	2023年度	168	242	436	103	277	150	146	86	60	35	131	201	2,035
	5ヶ年平均	152	192	236	340	233	210	172	73	57	46	58	167	1,937
	2024年度	142	261	271	148	282	103	209	111	4	23	22	114	1,690
東三河	2019年度	142	219	209	381	227	67	472	62	91	82	79	218	2,249
	2020年度	158	142	360	677	44	309	252	61	19	70	59	289	2,440
	2021年度	209	270	191	403	558	280	58	89	121	36	50	106	2,371
	2022年度	205	255	136	438	302	458	50	135	34	50	54	128	2,245
	2023年度	202	304	569	124	390	171	164	115	76	46	157	245	2,563
	5ヶ年平均	183	238	293	405	304	257	199	92	68	57	80	197	2,374
	2024年度	168	334	304	143	502	127	326	124	9	30	29	125	2,221
県内平均降水量	2019年度	124	179	193	349	219	71	399	41	75	71	65	181	1,966
	2020年度	145	133	301	570	35	269	253	45	19	63	56	245	2,134
	2021年度	191	241	165	312	412	253	59	79	112	29	29	97	1,979
	2022年度	160	209	130	401	239	361	50	120	29	39	45	108	1,890
	2023年度	177	245	455	113	292	151	141	89	65	38	141	217	2,124
	5ヶ年平均	159	201	249	349	239	221	180	75	60	48	67	170	2,019
	2024年度	157	264	272	151	366	104	229	115	5	23	22	108	1,815

出典：気象庁ホームページ

注1 尾張地域は名古屋、一宮、蟹江、愛西、大府、南知多の各気象観測所データを平均した。

注2 西三河地域は一色、岡崎、豊田、小原、阿蔵の各気象観測所データを平均した。

注3 東三河地域は稲武、作手、新城、豊橋、蒲郡、伊良湖、田原、茶臼山の各気象観測所データを平均した。

5 環境基準等

(1) 人の健康の保護に関する環境基準

項 目	基 準 値
カドミウム	0.003 mg/L 以下
全シアン	検出されないこと。
鉛	0.01 mg/L 以下
六価クロム	0.02 mg/L 以下
砒素	0.01 mg/L 以下
総水銀	0.0005 mg/L 以下
アルキル水銀	検出されないこと。
P C B	検出されないこと。
ジクロロメタン	0.02 mg/L 以下
四塩化炭素	0.002 mg/L 以下
1,2-ジクロロエタン	0.004 mg/L 以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1 mg/L 以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L 以下
1,1,1-トリクロロエタン	1 mg/L 以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.006 mg/L 以下
トリクロロエチレン	0.01 mg/L 以下
テトラクロロエチレン	0.01 mg/L 以下
1,3-ジクロロプロペン	0.002 mg/L 以下
チウラム	0.006 mg/L 以下
シマジン	0.003 mg/L 以下
チオベンカルブ	0.02 mg/L 以下
ベンゼン	0.01 mg/L 以下
セレン	0.01 mg/L 以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 mg/L 以下
ふっ素	0.8 mg/L 以下
ほう素	1 mg/L 以下
1,4-ジオキサン	0.05 mg/L 以下

備考

- 1 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については最高値とする。
- 2 「検出されないこと。」とは、定められた方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量下限を下回ることをいう。
- 3 海域については、ふっ素及びほう素の基準値は適用しない。
- 4 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格 43.2.1、43.2.3、43.2.5 又は 43.2.6 により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数 0.2259 を乗じたものと規格 43.1 により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数 0.3045 を乗じたものの和とする。

(2) 生活環境の保全に関する環境基準

ア 河川

(ア)

項目 類型	利用目的の 適応性	基 準 値				
		水素イオン 濃 度 (pH)	生物化学的 酸素要求量 (BOD)	浮遊物質 量 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大 腸 菌 数
AA	水道 1 級 自然環境保全 及び A 以下の 欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	1 mg/L 以下	25 mg/L 以下	7.5 mg/L 以上	20 CFU/100mL 以下
A	水道 2 級 水産 1 級 及び B 以下の 欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	2 mg/L 以下	25 mg/L 以下	7.5 mg/L 以上	300 CFU/100mL 以下
B	水道 3 級 水産 2 級 及び C 以下の 欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	3 mg/L 以下	25 mg/L 以下	5 m/L 以上	1,000 CFU/100mL 以下
C	水産 3 級 工業用水 1 級 及び D 以下の 欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	5 mg/L 以下	50 mg/L 以下	5 mg/L 以上	—
D	工業用水 2 級 農業用水 1 級 及び E の欄に 掲げるもの	6.0 以上 8.5 以下	8 mg/L 以下	100 mg/L 以下	2 mg/L 以上	—
E	工業用水 3 級 環境保全	6.0 以上 8.5 以下	10 mg/L 以下	ごみ等の浮 遊が認めら れないこと。	2 mg/L 以上	—
備考						
<p>1 基準値は、日間平均値とする。ただし、大腸菌数に係る基準値については、90%水質値（年間の日間平均値の全データをその値の小さいものから順に並べた際の $0.9 \times n$ 番目（n は日間平均値のデータ数）のデータ値（$0.9 \times n$ が整数でない場合は端数を切り上げた整数番目の値をとる。)) とする（湖沼、海域もこれに準ずる。）。</p> <p>2 農業用利水点については、水素イオン濃度 6.0 以上 7.5 以下、溶存酸素量 5 mg/L 以上とする（湖沼もこれに準ずる。）。</p> <p>3 水道 1 級を利用目的としている測定点（自然環境保全を利用目的としている測定点を除く。）については、大腸菌数 100 CFU/100mL 以下とする。</p> <p>4 いずれの類型においても、水浴を利用目的としている測定点（自然環境保全及び水道 1 級を利用目的としている測定点を除く。）については、大腸菌数 300 CFU/100mL 以下とする。</p> <p>5 水産 1 級、水産 2 級及び水産 3 級のみを利用目的とする場合については、当分の間、大腸菌数の項目の基準値は適用しない（湖沼、海域もこれに準ずる。）。</p> <p>6 大腸菌数に用いる単位は CFU（コロニー形成単位 (Colony Forming Unit)）/100mL とし、大腸菌を培地で培養し、発育したコロニー数を数えることで算出する。</p>						

(注) 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全

2 水道 1 級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの

〃 2 級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの

〃 3 級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの

3 水産 1 級：ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産 2 級及び水産 3 級の水産生物用

〃 2 級：サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産 3 級の水産生物用

〃 3 級：コイ、フナ等、 β -中腐水性水域の水産生物用

4 工業用水 1 級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの

〃 2 級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの

〃 3 級：特殊の浄水操作を行うもの

5 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

6 利用目的の適応性における水浴は 2025 年 2 月の一部改正により削除

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値		
		全亜鉛	ノニフェノール	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩
生物 A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03 mg/L 以下	0.001 mg/L 以下	0.03 mg/L 以下
生物特 A	生物 A の水域のうち、生物 A の欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚子の生育場として特に保全が必要な水域	0.03 mg/L 以下	0.0006 mg/L 以下	0.02 mg/L 以下
生物 B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03 mg/L 以下	0.002 mg/L 以下	0.05 mg/L 以下
生物特 B	生物 A 又は生物 B の水域のうち、生物 B の欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚子の生育場として特に保全が必要な水域	0.03 mg/L 以下	0.002 mg/L 以下	0.04 mg/L 以下
備考 基準値は、年間平均値とする（湖沼、海域もこれに準ずる。）。				

(イ)

イ 湖 沼（天然湖沼及び貯水量 1,000 万 m³以上であり、かつ、水の滞留時間が 4 日間以上である人工湖）

(ア)

項目 類型	利用目的の 適応性	基準値				
		水素イオン濃 度 (pH)	化学的 酸素要求量 (COD)	浮遊物質 量 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌数
AA	水道 1 級 水産 1 級 自然環境保全 及び A 以下の 欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	1 mg/L 以下	1 mg/L 以下	7.5 mg/L 以上	20 CFU/100mL 以下
A	水道 2、3 級 水産 2 級 及び B 以下の 欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	3 mg/L 以下	5 mg/L 以下	7.5 mg/L 以上	300 CFU/100mL 以下
B	水産 3 級 工業用水 1 級 農業用水 及び C の欄に 掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	5 mg/L 以下	15 mg/L 以下	5 mg/L 以上	—
C	工業用水 2 級 環境保全	6.0 以上 8.5 以下	8 mg/L 以下	ごみ等の浮遊が認められないこと。	2 mg/L 以上	—
備考 1 基準値は、日間平均値とする。 2 水産 1 級、水産 2 級及び水産 3 級のみを利用目的とする場合については、当分の間、浮遊物質量の項目の基準値は適用しない。 3 水道 1 級を利用目的としている測定点（自然環境保全を利用目的としている測定点を除く。）については、大腸菌数 100 CFU/100mL 以下とする。 4 水道 3 級を利用目的としている測定点（水浴又は水道 2 級を利用目的としている測定点を除く。）については、大腸菌数 1,000 CFU/100mL 以下とする。 5 いずれの類型においても、水浴を利用目的としている測定点（自然環境保全及び水道 1 級を利用目的としている測定点を除く。）については、大腸菌数 300 CFU/100mL 以下とする。 6 大腸菌数に用いる単位は CFU（コロニー形成単位 (Colony Forming Unit)）/100mL とし、大腸菌を培地で培養し、発育したコロニー数を数えることで算出する。						

- (注) 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
 2 水道 1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
 " 2、3級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作、又は、前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
 3 水産 1級：ヒメマス等貧栄養湖型の水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用
 " 2級：サケ科魚類及びアユ等貧栄養湖型の水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用
 " 3級：コイ、フナ等富栄養湖型の水域の水産生物用
 4 工業用水 1級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの
 " 2級：薬品注入等による高度の浄水操作、又は、特殊な浄水操作を行うもの
 5 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

(イ)

項目 類型	利用目的の適応性	基準値	
		全窒素	全りん
I	自然環境保全及びII以下の欄に掲げるもの	0.1 mg/L 以下	0.005 mg/L 以下
II	水道1, 2, 3級（特殊なものを除く。） 水産1種及びIII以下の欄に掲げるもの	0.2 mg/L 以下	0.01 mg/L 以下
III	水道3級（特殊なもの）及びIV以下の欄に掲げるもの	0.4 mg/L 以下	0.03 mg/L 以下
IV	水産2種及びVの欄に掲げるもの	0.6 mg/L 以下	0.05 mg/L 以下
V	水産3種・工業用水・農業用水・環境保全	1 mg/L 以下	0.1 mg/L 以下
備考 1 基準値は年間平均値とする。 2 水域類型の指定は、湖沼植物プランクトンの著しい増殖を生ずるおそれがある湖沼について行うものとし、全窒素の項目の基準値は、全窒素が湖沼植物プランクトンの増殖の要因となる湖沼について適用する。 3 農業用水については、全りんの項目の基準値は適用しない。			

- (注) 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
 2 水道 1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
 " 2級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
 " 3級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの（「特殊なもの」とは、臭気物質の除去が可能な特殊な浄水操作を行うものをいう。）
 3 水産 1種：サケ科魚類及びアユ等の水産生物用並びに水産2種及び水産3種の水産生物用
 " 2種：ワカサギ等の水産生物用及び水産3種の水産生物用
 " 3種：コイ、フナ等の水産生物用
 4 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

(ウ)

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値		
		全亜鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩
生物A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03 mg/L 以下	0.001 mg/L 以下	0.03 mg/L 以下
生物特A	生物Aの水域のうち、生物Aの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚子の生育場として特に保全が必要な水域	0.03 mg/L 以下	0.0006 mg/L 以下	0.02 mg/L 以下
生物B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03 mg/L 以下	0.002 mg/L 以下	0.05 mg/L 以下
生物特B	生物A又は生物Bの水域のうち、生物Bの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚子の生育場として特に保全が必要な水域	0.03 mg/L 以下	0.002 mg/L 以下	0.04 mg/L 以下

ウ 海 域

(ア)

項目 類型	利用目的の 適 応 性	基 準 値				
		水素イオン 濃 度 (pH)	化 学 的 酸 素 要 求 量 (COD)	溶 存 酸 素 量 (DO)	大 腸 菌 数	n - ヘ キ サ ン 抽 出 物 質 (油分等)
A	水 産 1 級 自 然 環 境 保 全 及 び B 以 下 の 欄 に 掲 げ る も の	7.8 以上 8.3 以下	2 mg/L 以下	7.5 mg/L 以上	20 CFU/100mL 以下	検出されない こと。
B	水 産 2 級 工 業 用 水 及 び C の 欄 に 掲 げ る も の	7.8 以上 8.3 以下	3 mg/L 以下	5 mg/L 以上	—	検出されない こと。
C	環 境 保 全	7.0 以上 8.3 以下	8 mg/L 以下	2 mg/L 以上	—	—

備考

- 1 基準値は、日間平均値とする。
- 2 いずれの類型においても、水浴を利用目的としている測定点（自然環境保全を利用目的としている測定点を除く。）については、大腸菌数 300 CFU/100mL 以下とする。
- 3 大腸菌数に用いる単位はCFU（コロニー形成単位 (Colony Forming Unit)）/100mL とし、大腸菌を培地で培養し、発育したコロニー数を数えることで算出する。

- (注) 1 自然環境保全：自然採撈等の環境保全
 2 水 産 1 級：マダイ、ブリ、ワカメ等の水産生物用及び水産 2 級の水産生物用
 " 2 級：ボラ、ノリ等の水産生物用
 3 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

(イ)

項目 類型	利用目的の適応性	基 準 値	
		全 窒 素	全 り ん
I	自然環境保全及びⅡ以下の欄に掲げるもの (水産 2 種及び 3 種を除く。)	0.2 mg/L 以下	0.02 mg/L 以下
Ⅱ	水産 1 種・水浴及びⅢ以下の欄に掲げるもの (水産 2 種及び 3 種を除く。)	0.3 mg/L 以下	0.03 mg/L 以下
Ⅲ	水産 2 種及びⅣの欄に掲げるもの (水産 3 種を除く。)	0.6 mg/L 以下	0.05 mg/L 以下
Ⅳ	水産 3 種・工業用水・生物生息環境保全	1 mg/L 以下	0.09 mg/L 以下

備考

- 1 基準値は、年間平均値とする。
- 2 水域類型の指定は、海洋植物プランクトンの著しい増殖を生ずるおそれがある海域について行うものとする。

- (注) 1 自然環境保全：自然採撈等の環境保全
 2 水 産 1 種：底生魚介類を含め多様な水産生物がバランス良く、かつ、安定して漁獲される。
 " 2 種：一部の底生魚介類を除き、魚類を中心とした水産生物が多獲される。
 " 3 種：汚濁に強い特定の水産生物が主に漁獲される。
 3 生物生息環境保全：年間を通して底生生物が生息できる限度

(ウ)

類型 \ 項目	水生生物の生息状況の適応性	基準値		
		全 亜 鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩
生物 A	水生生物の生息する水域	0.02 mg/L 以下	0.001 mg/L 以下	0.01 mg/L 以下
生物特 A	生物 A の水域のうち、水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.01 mg/L 以下	0.0007 mg/L 以下	0.006 mg/L 以下

(3) 底質の暫定除去基準値

項目	水銀を含む底質の暫定除去基準値（底質の乾燥重量当たり）
水 銀	<p>河川・湖沼：25ppm 以上</p> <p>海域：総水銀含有量 10ppm 以上のものについて溶出試験を行い、次式により算出した値 (C) 以上 $C = 0.18 \times (\Delta H / J) \times (1 / S)$ (ppm) ΔH = 平均潮差 (m)、J = 溶出率、S = 安全率 (例えば、$\Delta H = 2.37$m (三河湾)、$J = 3 \times 10^{-4}$、$S = 100$ とすると、$C = 14$ppm となる)</p> <p>(1) 平均潮差 (m) は、当該水域の平均潮差とする。ただし、潮汐の影響に比して副振動の影響を強く受ける海域においては、平均潮差に代えて次式によって算出した値とする。 $\Delta H = \text{副振動の平均振幅 (m)} \times (12 \times 60 \text{ (分)} / \text{平均周期 (分)})$</p> <p>(2) 溶出率は、当該水域の比較的高濃度に汚染されていると考えられる 4 地点以上の底質について、「底質調査方法」の溶出試験により溶出率を求め、その平均値を当該水域の底質の溶出率とする。</p> <p>(3) 安全率は、当該水域及びその周辺の漁業の実態に応じて、次の区分により定めた数値とする。なお、当該の食習慣等の特殊事情に応じて安全率をさらに見込むことは差し支えない。</p> <p>1) 漁業が行われていない水域においては、10 とする。</p> <p>2) 漁業が行われている水域で、底質及び底質に付着している生物を採取魚介類（エビ、カニ、ジャコ、ナマコ、ボラ、巻き貝類等）の漁獲量の総漁獲量に対する割合がおおむね 1 / 2 以下である水域においては、50 とする。</p> <p>3) 2) の割合がおおむね 1 / 2 を超える水域においては、100 とする。</p>
P C B	10ppm 以上

6 公共用水域調査地点所在地（河川・湖沼）

地点番号	水域名	調査地点	所在地
① *	木曾川中流 (木曾川(2))	犬山橋	犬山市大字犬山
2		愛岐大橋	江南市草井町
3		木曾川橋(笠松)	一宮市北方町北方
④ *	木曾川下流 (木曾川(2))	濃尾大橋(起)	一宮市起
5		東海大橋(成戸)	愛西市給父町
6		尾張大橋	弥富市小島町
7	郷瀬川	公園橋	犬山市大字犬山
8		板倉橋	一宮市萩原町花井方～一宮市三条字古川
⑨ *	日光川	北今橋	一宮市萩原町朝宮～一宮市北今字河原
10		日光橋	津島市日光
⑪ *		日光大橋	海部郡蟹江町蟹江新田
12		比良新橋	名古屋市西区山田町～北名古屋市久地野
13	新川下流	新川橋	清須市土器野
⑭ *		萱津橋	あま市下萱津
15		日の出橋	名古屋市中川区下之一色町～港区南陽町
⑯ *	五条川下流	待合橋	小牧市藤島～岩倉市曾野町
17		稲春橋	清須市春日～稲沢市下津下町
18	合瀬川	十三塚橋	小牧市藤島町
19	大山川	小向橋	小牧市南外山
⑳ *	庄内川中流(1) (庄内川)	城嶺橋	瀬戸市定光寺町～春日井市玉野町
㉑ *	庄内川中流(2) (庄内川)	大留橋	名古屋市守山区上志段味～春日井市大留町
㉒ *		水分橋	名古屋市守山区瀬古～北区楠町
㉓ *	庄内川下流 (庄内川)	枇杷島橋	名古屋市西区枇杷島～清須市西枇杷島町
24		庄内新川橋	名古屋市港区南陽町～同当知町
25	水野川	荏坪橋	瀬戸市十軒町・本郷町～同内田町
26	八田川	御幸	春日井市追進町～名古屋市北区東味鏡
27	矢田川上流 (矢田川)	宮下橋	尾張旭市上の山町～同稲葉町
⑳ *		大森橋	名古屋市守山区大森
㉙ *	矢田川下流 (矢田川)	天神橋	名古屋市北区山田北町～守山区新守山
30	瀬戸川	共栄橋	瀬戸市共栄通～同川西町・平町
㉚ *	荒子川	荒子川ポンプ所	名古屋市港区十一屋1丁目
㉛ *	中川運河	東海橋	名古屋市港区新川町～同新船町
33	堀川	小塩橋	名古屋市中区三の丸～西区幅下1～2丁目
㉜ *		港新橋	名古屋市港区東築地町～同千鳥1丁目
35	新堀川	日の出橋	名古屋市熱田区花表町～瑞穂区新開町
㉝ *	山崎川	道德橋	名古屋市南区豊田5丁目～同加福本通
37	天白川	天白橋	名古屋市南区赤坪町・砂口町～緑区鳴海町
㉞ *		千鳥橋	名古屋市南区源兵衛町～東海市名和町
㉟ *	境川上流 (境川)	新境橋	刈谷市今川町～豊明市阿野町
④⑩ *	境川下流 (境川)	境大橋	大府市横根町～刈谷市中手町
41	逢妻川上流 (逢妻川)	御乗替橋	豊田市前林町～同本田町
42		宮前橋	豊田市若林西町～同若林東町
④⑪ *		境大橋	刈谷市中手町
④⑫ *	逢妻川下流 (逢妻川)	市原橋	刈谷市司町
④⑬ *	猿渡川	三ツ又橋	刈谷市下重原町・田町・半城土町
④⑭ *	稗田川	稗田橋	高浜市稗田町
④⑮ *	高浜川	高浜橋	高浜市田戸町
④⑯ *	新川	水門橋	碧南市竈田町～同道場山町・福清水町
④⑰ *	長田川	潭水橋	碧南市湖西町～安城市東端町
⑤⑰ *	半場川	坂下橋	安城市根崎町
⑤⑱ *	朝鮮川	坂下小橋	安城市根崎町～西尾市米津町
⑤⑲ *	阿久比川	半田大橋	半田市本町
⑤⑳ *	矢作川上流(1) (矢作川(ア))	矢作ダム	豊田市閑羅瀬町
54	矢作川上流 (矢作川(イ))	新富国橋	豊田市富田町～国附町
⑤㉑ *		明治用水頭首工	豊田市水源町

(注) 1 BOD等に関する類型と全亜鉛等に関する類型の水域名称が異なる場合は、後者の水域名を下段()内に示す。

2 地点番号の○印はBOD等に関する環境基準点、*印は全亜鉛等に関する環境基準点を示す。

3 水域タイプの指定状況及び所在地は令和6(2024)年4月1日現在

4 愛岐大橋、尾張大橋は平成18(2006)年度以降調査を行っていない。

地点番号	水域名	調査地点	所在地
57	矢作川下流 (矢作川(イ))	岩津天神橋	岡崎市岩津町・西蔵前町～豊田市畷部東町
58		木戸	安城市木戸町～西尾市新村町
59		米津大橋	西尾市米津町
60	巴川	中畑橋 (伏見屋)	碧南市流作町・矢縄町～西尾市中畑町
210	乙川上流 (乙川(ア))	細川頭首工	岡崎市細川町
61	乙川上流 (乙川(イ))	乙川天神橋	岡崎市桜形町
62	乙川下流 (乙川(イ))	岡崎水上水道取入口	岡崎市大平町
63	鹿乗川	占部用水取入口 (六名)	岡崎市六名町
64	鹿乗川	米津小橋	西尾市米津町
65	矢作古川	古川頭首工	西尾市鶴ヶ池町
65	広田川	吉良頭首工	西尾市吉良町岡山
200	介木川	小渡新橋	豊田市小渡南貝津
201		万町浄水場取入口	豊田市万町
202	男川	学校橋	岡崎市茅原沢町
203		南部簡易水道浄水場取入口	岡崎市檜山町
204	雨山川及び乙女川下流	ツノジ橋	岡崎市川原町
205		万足上橋	岡崎市中金町字森西下
206	木瀬川及び犬伏川下流	堀越橋	豊田市御作町正野平～西川
207		犬伏橋	豊田市西広瀬町～富田町
211	豊川上流 (豊川(ア))	出合橋	新城市只持
66	豊川上流 (豊川(イ))	長篠橋	新城市長篠～大海
67	豊川中流 (豊川(イ))	牛淵橋	新城市乗本～有海
68		石田	新城市石田
69		江島橋	豊川市江島町～同東上町
70		当古橋	豊川市当古町～豊橋市石巻本町
71		下条	豊橋市下条西町
72	豊川下流 (豊川(イ))	吉田大橋	豊橋市下地町～同関屋町
73	宇連川 (宇連川(ア))	鳳来湖	新城市川合
74	宇連川 (宇連川(イ))	鳳来橋	新城市名号～川合
75	宇連川 (宇連川(イ))	大野頭首工	新城市大野～富栄
76	宇利川	大谷橋	新城市一鍛田
77	間川	富貴橋	豊橋市賀茂町
78	神田川	神田川橋	豊橋市牛川町
79	朝倉川	境橋	豊橋市牛川町～東田町
80	豊川放水路	小坂井大橋	豊川市小坂井町
81	音羽川	剣橋	豊川市御津町下佐脇～御馬
82	白川	念仏橋	豊川市白鳥町
83		新白川橋	豊川市御津町下佐脇
84	西古瀬川	西古瀬橋	豊川市白鳥町
85	佐奈川	荒古橋	豊川市桜木通
86		柳橋	豊川市伊奈町
98		浜田橋	豊橋市前芝町～梅藪町
87	柳生川	下立合橋	豊橋市前田南町～東小池町
88		上富田橋	豊橋市牟呂町～東脇3丁目
89		市場橋	豊橋市牟呂町～牟呂市場町
90	梅田川	飛越橋	豊橋市中原町
91		沢渡橋	豊橋市大岩町
92		御厩橋	豊橋市天伯町～浜道町
93		植田橋	豊橋市植田町～磯辺下地町
94	浜田川	佐久良橋	豊橋市野依町
95	汐川	船倉橋	田原市田原町～神戸町
208	大千瀬川	常盤橋	北設楽郡東栄町大字西菌目
209		御殿橋	北設楽郡東栄町中設楽
96	入鹿池	中央	犬山市大字池野
97	油ヶ淵	中央	安城市～碧南市

- (注) 1 BOD等に関する類型と全亜鉛等に関する類型の水域名称が異なる場合は、後者の水域名を下段()内に示す。
2 地点番号の○印はBOD等に関する環境基準点、*印は全亜鉛等に関する環境基準点を示す。
3 水域類型の指定状況及び所在地は令和6(2024)年4月1日現在
4 下条は平成18(2006)年度以降、浜田橋及び沢渡橋は平成27(2015)年度以降、上富田橋及び市場橋は令和4(2022)年度以降、調査を行っていない。

7 公共用水域における BOD 又は COD の評価方法について

環水管第 52 号

昭和 52 年 7 月 1 日

北海道生活環境部長 殿

環境庁水質保全局水質管理課長

公共用水域における BOD 又は COD の評価方法について（回答）

昭和 52 年 5 月 18 日付け公害第 324 号をもって照会のあった標記の件について当庁としては、下記のとおり取扱っているところであるので回答する。

記

1. 環境基準の水域類型を指定する際の水質測定方法の評価方法について

環境基準の水域類型をあてはめるための水質測定結果については、年間を通じた日間平均値の全データのうち、あてはめようとする類型の基準値を満たしているデータ数の占める割合をもって評価するが、その割合が 75%以上ある場合、その基準に適合しているものと評価する。

なお、環境基準値と比較して水質の程度を判断する場合は、以下の方法により定めた「75%水質値」を用いるものとする。

75%水質値……年間の日間平均値の全データをその値の小さいものから順に並べ $0.75 \times n$ 番目（ n は、日間平均値のデータ数）のデータ値をもって 75%水質値とする。（ $0.75 \times n$ が整数でない場合は端数を切り上げた整数番目の値をとる。）

2. 環境基準点における水質測定結果の環境基準に対する適合性についての判断方法について

環境基準地点において、年間を通じて環境基準に適合していたか否かを判断する場合には 1 と同様に年間を通じた日間平均値の全データのうち 75%以上のデータが基準値を満足している基準点を適合しているものと判断する。

3. 複数の環境基準点をもつ水域における水質測定結果の環境基準に対する適合性についての判断方法について

これについては、当該環境基準類型あてはめ水域内のすべての環境基準地点において、環境基準に適合している場合に、当該水域が環境基準を達成しているものと判断する。

8 公共用水域における全窒素、全りんの評価方法について

環水管第33号

平成7年2月28日

都道府県・政令市

水質保全担当部局長 殿

環境庁水質保全局水質管理課長

海域の全窒素及び全燐に係る環境基準の水域類型指定が行われた水域が
複数の環境基準点を有する場合における水質測定結果の評価について

「水質汚濁に係る環境基準の一部を改正する件の施行等について」（平成5年9月10日付
け環水管第121号水質保全局長通知）の記の3の（2）において改めて通知することとされ
ている事項については、下記により運用することとされたい。

記

海域の全窒素及び全燐に係る環境基準の水域類型指定が行われた水域が、複数の全窒素及
び全燐に係る環境基準点（以下「基準点」という。）を有する場合における当該環境基準に対
する適合性の評価については、当該水域内の各基準点における表層の年間平均値を、当該水
域内のすべての基準点について平均した値により行うものとする。

なお、海域の全窒素及び全燐以外の水質測定項目に係る評価については、従来と同様に行
うものであるため念のため申し添える。

“ いい知恵 いい水 いい環境 ”

令和6（2024）年度
公共用水域及び地下水の水質調査結果

令和8（2026）年2月発行

愛知県環境局環境政策部水大気環境課
〒460-8501 名古屋市中区三の丸三丁目1-2
電話 <052> 954-6221（ダイヤルイン）
<052> 954-6222（ダイヤルイン）

